

消防職員の不祥事に対するお知らせとお詫び

このたび、当組合の消防職員で組織し、運用している職員互助会費の不正な支出が判明したことから、当事者である消防本部総務課経理係長（37歳）を、令和2年1月31日付けで地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に基づく停職3月間の懲戒処分を行いました。

本来、公務員である我々は、率先して法令を遵守し、地域住民の皆様からの信頼を得て業務を進めていく立場であるにもかかわらず、このような事案を発生させ、組合に対する信頼を著しく失墜させる事態となりましたことを心からお詫び申し上げます。

当組合といたしましては、地域の皆様の信頼回復に向けて、不正が見抜けなかった体制を深く反省し、今後、このようなことが二度と起こらないよう再発防止に取り組んでまいり所存でございますので、皆様方の今まで以上のご支援とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

令和2年1月31日

鹿行広域事務組合 消防本部
消防長事務取扱 鈴木 周也